

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和5年11月20日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について	2
2 あだち防災タイムラインリーダー制度 創設に向けた取り組みについて	4
3 令和5年度足立区防災会議の開催について	7
4 熊本県人吉市長による講演及びパネルディスカッションの開催について	12
5 【追加】災害対策における備蓄の方針の改定について	13

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年11月20日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内容	<p>アレフ（オウム真理教）対策について以下のとおり報告する。</p> <p>1 オウム真理教対策関係市区町連絡会（会長 足立区長）による法務大臣・公安調査庁長官・公安審査委員会委員長への要請行動について</p> <p>(1) 日時 令和5年10月13日（金）午後5時15分</p> <p>(2) 場所 法務省、公安調査庁及び公安審査委員会</p> <p>(3) 出席者 64名 市区町連絡会、住民協議会、国・都・区議員連盟各代表 足立区議会議長、足立区町会・自治会連合会長</p> <p>(4) 内容 団体の活動に対する規制の強化、オウム真理教問題の解決に向けた法整備を行い、適切な措置を講ずることを求める要請書を手交した。 同時に観察処分を更新を求める各住民協議会からの署名、各議会からの意見書、足立区長、世田谷区長、東京都町会連合会からの要請書を提出した。</p> <p>2 オウム真理教対策関係市区町連絡会意見交換会について</p> <p>(1) 日時 令和5年10月13日（金）午後1時30分</p> <p>(2) 場所 シアター1010 視聴覚室</p> <p>(3) 出席者 市区町連絡会加入自治体代表（15自治体参加）</p> <p>(4) 内容 公安調査庁による現況報告及び意見交換</p> <p>3 オウム真理教後継団体の観察処分更新を求める署名について 公安調査庁に提出をした署名数が確定したので報告する</p> <p>(1) 署名収受件数 482筆、1,470,922名（令和5年10月13日確定） （前回確定署名数 1,845筆、1,048,191名）</p> <p>(2) 署名提出日 令和5年10月13日</p>

4 反社会的団体の規制に関する条例に基づく【第3次】過料処分取消請求事件について

(1) 第4回口頭弁論

ア 日時 令和5年10月16日(月)午後1時30分

イ 場所 東京地方裁判所

ウ 内容 原告及び被告(足立区)双方からの陳述

エ 傍聴 住民協議会関係者が24名傍聴

(2) 第5回口頭弁論(予定)

ア 日時 令和5年12月25日(月)午前11時30分

イ 場所 東京地方裁判所

5 足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会の活動

(1) あだち区民まつり「A-F e s t a 2 0 2 3」への出展

ア 日時 令和5年10月7日(土)、8日(日)

イ 場所 荒川河川敷「虹の広場」

ウ 内容 住民協議会の活動紹介、PR

(2) 第29回抗議行動(予定)

ア 日時 令和5年11月25日(土)午後1時

イ 場所 入谷八丁目公園(集合)

ウ 内容 入谷八丁目公園から舎人一号公園までのデモ行進
抗議文の読み上げ及び投函

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年11月20日

件名	あだち防災タイムラインリーダー制度創設に向けた取り組みについて
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課
内容	<p>防災士を対象にしたあだち防災タイムラインリーダー(以下、「防災リーダー」という。)の制度創設に向けた取り組みについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 コミュニティタイムラインの運用における課題</p> <p>現在、区が支援し、小台・宮城地区、本木・関原地区、千住第5地区の3地区でコミュニティタイムライン※(以下、「CTL」という。)を作成したが、運用の段階で以下の3点の課題がある。</p> <p>※ 町会役員をはじめとする住民が中心となり、水害時に取るべき行動や避難のタイミングについて、「いつ・誰が・何をするか」を定めた事前防災行動計画。</p> <p>(1) タイムラインの認知度が低い</p> <p>ア 町会自治会内の会員へタイムラインが認知されておらず、また、町会自治会役員や幹部への理解も十分ではない。</p> <p>イ タイムラインの存在を町会自治会の未加入者へ周知する必要がある。</p> <p>(2) 行動計画の見直し</p> <p>CTL策定後の反復訓練を通して、台風の情報収集方法や町会内の連絡体制といった災害時の行動計画をブラッシュアップするべきところが出来ていない。</p> <p>(3) 行動計画実施</p> <p>町会自治会の高齢化が進み、主体的な活動量が低下しているため、町会自治会内への避難の呼びかけや、未避難者の確認といった事前に定めた行動計画を実行できない懸念がある。</p> <p>2 防災リーダーの制度概要(案)</p> <p>CTLが災害時に機能するためには、上記の課題解決及び日頃からの町会自治会内の防災意識向上が欠かせない。CTLの取り組みにより町会自治会の区民の避難行動へとつなげていくためには、CTLの運用及び進行管理を行う防災リーダーの創設が必要であり以下を検討していく。</p> <p>(1) 防災リーダーの対象者</p> <p>防災士の資格を有する者とする。</p> <p>防災士は社会の様々な所で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識や技能を修得した資格であるため、防災士を防災リーダーの対象とする。</p>

(2) 防災リーダーの認定

防災士の資格を有する者のうち、足立区及び総合防災行政アドバイザーが行う研修※を受講した者を防災リーダーとして認定する。

※ 研修として、座学（3回）、訓練の実践研修（1回）それぞれ約2時間を想定。

(3) 活動内容（案）

タイムラインを策定済みの町会自治会の防災活動に区職員とともに入り、上記1（1）～（3）の課題を解決するために以下の通り活動する。

No.	取り組みの柱	内容
1	普及啓発活動	① 町会自治会の会合などへ参加し、役員や会員へ当該町会自治会が作成したCTLの周知を図る ② 住区まつりや夏祭りのイベントを通して区域内に住む方へ町会自治会が作成したCTLを周知
2	実働訓練の実施	① 町会自治会を対象として毎年行うCTLの訓練企画及び実施 ② 訓練の反省を踏まえ、町会自治会の方とCTLの改善点を検討する
3	災害当日の対応	① 台風接近情報よりタイムライン起動に関する情報を住民に発信する（発信媒体については要検討） ② 各ステージにおける行うべき避難の呼びかけや、未避難者の確認といった防災行動の進行管理を行う

(4) 報酬

有償での活動を想定（報酬の金額等については今後検討）

(5) 課題

ア 防災リーダーの育成

防災リーダーには防災士以上の災害に対する深い見識が求められる。

今後は、足立区の総合防災行政アドバイザーによる座学や訓練の実践による研修を行う必要がある。

イ 町会自治会との信頼関係構築

防災リーダーが町会自治会の区域外在住の場合、防災リーダー単独で町会自治会の防災活動に参加し、CTLの普及、訓練の企画及び実施は難しいと考える。町会自治会と信頼関係を構築するには時間を要することが想定されるため、防災リーダーの活動が軌道に乗るまでは、区職員がサポ

ートを行いながら進めていく。

3 今後の進め方（予定）

時 期	内 容
令和6年3月頃	総合防災行政アドバイザーによる講演会及びワークショップの実施 ① 目的 防災士が関心を持つテーマで多くの人を集め、防災リーダー制度のPRを行うとともに、アンケートなどにより希望者を調査する。 ② テーマ「（仮）防災士に期待すること」 ③ 参加対象者 NPO法人足立区日本防災士の会所属の防災士（119人） 区で費用助成した防災士（298人） 防災士に興味ある方や志願したい方
4～5月	希望者募集及び説明会

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年11月20日

件名	令和5年度足立区防災会議の開催について																										
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課																										
内容	<p>令和5年度足立区防災会議（以下「防災会議」という。）の開催について、次のとおり報告する。</p> <p>1 目的 令和4年度に都が発表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を受け、足立区地域防災計画を修正する必要が生じたため、足立区防災会議条例に基づき、防災会議を開催する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><参考> 足立区防災会議条例 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) 足立区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> </div> <p>2 日時 令和5年12月19日（火） 午後2時から</p> <p>3 会場 足立区役所庁舎ホール</p> <p>4 対象者 別紙「足立区防災会議及び足立区国民保護協議会委員一覧」参照</p> <p>5 基調講演 (1) 中林一樹先生 (2) 東京都立大学・首都大学東京名誉教授 (3) 東京都防災会議地震部会専門委員 (4) テーマ「新しい直下地震の被害想定と足立区の課題」</p> <p>6 議事内容 (1) 「足立区地域防災計画」修正方針（案）について (2) 区の災害拠点施設方針（案）について (3) 「地区防災計画」（案）の承認について ア 令和3年度地区防災計画新規策定地区：18地区</p> <table border="1" data-bbox="395 1771 1449 2130" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 55%;">青井二丁目町会</td> <td style="width: 5%;">10</td> <td style="width: 35%;">都営青井二丁目住宅自治会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>弘道一丁目町会</td> <td>11</td> <td>千住桜木町町会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>五反野第2スカイハイツ自治会</td> <td>12</td> <td>興野町会</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>弘道一丁目自治会</td> <td>13</td> <td>千住仲町会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>弘道一丁目第二自治会</td> <td>14</td> <td>八千代自治会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>弘道第三団地自治会</td> <td>15</td> <td>都営梅田三丁目アパート自治会</td> </tr> </table>			1	青井二丁目町会	10	都営青井二丁目住宅自治会	2	弘道一丁目町会	11	千住桜木町町会	3	五反野第2スカイハイツ自治会	12	興野町会	4	弘道一丁目自治会	13	千住仲町会	5	弘道一丁目第二自治会	14	八千代自治会	6	弘道第三団地自治会	15	都営梅田三丁目アパート自治会
1	青井二丁目町会	10	都営青井二丁目住宅自治会																								
2	弘道一丁目町会	11	千住桜木町町会																								
3	五反野第2スカイハイツ自治会	12	興野町会																								
4	弘道一丁目自治会	13	千住仲町会																								
5	弘道一丁目第二自治会	14	八千代自治会																								
6	弘道第三団地自治会	15	都営梅田三丁目アパート自治会																								

7	弘道一丁目第4自治会	16	西新井15部町会
8	弘道一丁目第5自治会	11	興野北町会
9	青井二丁目二ツ家町会	12	佐野二丁目北町会

イ 令和3年度地区防災計画修正地区：8地区

1	千住中居町会
2	千住龍田町町会
3	柳原東町会
4	柳原西町会
5	大谷田東自治会
6	長門南部町会
7	長門北部自治会
8	長門西町会

ウ 令和4年度地区防災計画新規策定地区：15地区

1	都営千住元町団地一・二号棟自治会	9	千住東一丁目町会
2	都営千住元町団地三・四号棟自治会	10	千住東町町会
3	北千住第二ダイヤモンドマンション自治会	11	北千住パーク・ファミリア自治会
4	五反野西町会	12	千住東二丁目自治会
5	足立東町会	13	千住東町住宅自治会
6	足立日吉町会	14	本木一丁目町会
7	足立高砂町会	15	本木一丁目中町会
8	足立四丁目町会		

エ 令和4年度地区防災計画修正地区：11地区

1	柳原南町会
2	柳原北町会
3	本木三丁目北町会
4	本木北町みのり町会
5	梅田上町自治会
6	梅田稲荷町会
7	梅田正和町会
8	関原二丁目町会
9	関原二丁目南町会
10	中曽根町会
11	本木一丁目南町会

【地区防災計画策定地区数】

東京都による地震に関する地域危険度測定調査結果に基づき、総合危険度が5及び4の地区での策定を支援している。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
策定地区数	2	7	10	10	11	6	18	15	11	10	100

※ 令和6年度は新規策定予定地区数

※ 総合危険度は1から5で判定され、危険度5が最も高い。

<参考>

災害対策基本法

第42条の2

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

	氏名（敬称略）	所属機関名	防災会議上の分類
1	近藤 やよい	足立区長	足立区
2	峯岸 茂隆	足立区町会・自治会連合会会長	区民委員
3	坂田 誠	民生・児童委員協議会会長職務代理	民生・児童委員
4	たがた 直昭	足立区議会議員	足立区議会議員
5	おぐら 修平	足立区議会議員	足立区議会議員
6	山中 ちえ子	足立区議会議員	足立区議会議員
7	くじらい 実	足立区議会議員	足立区議会議員
8	田中 宏治	厚生労働省東京労働局足立労働基準監督署長	指定地方行政機関
9	守安 邦弘	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	指定地方行政機関
10	出口 桂輔	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長	指定地方行政機関
11	山崎 幸将	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第5中隊長	指定行政機関
12	城田 峰生	東京都第六建設事務所長	東京都
13	窪田 和貴	東京都水道局足立営業所長	東京都
14	鈴木 朋範	東京都下水道局東部第二下水道事務所長	東京都
15	榎本 仁	東京都交通局日暮里・舎人営業所長	東京都
16	酒林 利男	警視庁第六方面本部長	警視庁
17	大田 新吾	警視庁千住警察署長	警視庁
18	片野 覚	警視庁西新井警察署長	警視庁
19	梶原 浩史	警視庁竹の塚警察署長	警視庁
20	石井 和範	警視庁綾瀬警察署長	警視庁
21	西原 健治	東京消防庁第六消防方面本部長	東京消防庁
22	吉澤 亮	東京消防庁千住消防署長	東京消防庁
23	石澤 幸洋	東京消防庁足立消防署長	東京消防庁
24	小坂橋 敏美	東京消防庁西新井消防署長	東京消防庁
25	星 和良	千住消防団長	消防団
26	宇佐美 康臣	足立消防団長	消防団
27	田口 治雄	西新井消防団長	消防団
28	芳之内 晃樹	日本郵便株式会社足立郵便局長	指定公共機関および指定地方公共機関
29	宰川 国男	日本郵便株式会社足立北郵便局長	指定公共機関および指定地方公共機関
30	森本 豪之	日本郵便株式会社足立西郵便局長	指定公共機関および指定地方公共機関
31	畑中 直子	東日本電信電話株式会社東京事業部東京東支店長	指定公共機関および指定地方公共機関
32	中島 宏幸	東京電力パワーグリッド株式会社上野支社長	指定公共機関および指定地方公共機関
33	伊藤 あすか	東京ガスネットワーク株式会社東京東支店長	指定公共機関および指定地方公共機関
34	山崎 泰司	東日本旅客鉄道株式会社北千住営業統括センター所長	指定公共機関および指定地方公共機関
35	鈴木 実	東京地下鉄株式会社北千住駅務管区長	指定公共機関および指定地方公共機関
36	大根田 文雄	東武鉄道株式会社東武北千住駅長	指定公共機関および指定地方公共機関
37	木村 徹	京成電鉄株式会社千住大橋駅長	指定公共機関および指定地方公共機関
38	吉原 忠昭	首都圏新都市鉄道株式会社北千住駅務管理所長	指定公共機関および指定地方公共機関

	氏名（敬称略）	所属機関名	防災会議上の分類
39	荒井 直人	東武バスセントラル株式会社足立営業事務所長	指定公共機関および指定地方公共機関
40	堀内 篤浩	国際興業株式会社赤羽営業所長	指定公共機関および指定地方公共機関
41	小沢 清隆	首都高速道路株式会社東京東局副局長	指定公共機関および指定地方公共機関
42	阿部 聡	一般社団法人 足立区医師会会長	指定公共機関および指定地方公共機関
43	佐藤 和義	公益社団法人東京都足立区歯科医師会会長	指定公共機関および指定地方公共機関
44	飯泉 千春	一般社団法人足立区薬剤師会災害対策副委員長	指定公共機関および指定地方公共機関
45	磯 洋一	社団法人東京都獣医師会足立副支部長	指定公共機関および指定地方公共機関
46	鳥ノ海 学	一般社団法人東京都トラック協会足立支部長	指定公共機関および指定地方公共機関
47	長谷川 勝美	足立区副区長	足立区
48	工藤 信	足立区副区長	足立区
49	大山 日出夫	足立区教育長	足立区
50	勝田 実	足立区政策経営部長	足立区
51	松野 美幸	足立区総務部長	足立区
52	茂木 聡直	足立区危機管理部長	足立区
53	稲本 望	足立区施設営繕部長	足立区
54	森 太一	足立区民部長	足立区
55	依田 保	足立区地域のちから推進部長	足立区
56	石鍋 敏夫	足立区産業経済部長	足立区
57	中村 明慶	足立区福祉部長	足立区
58	馬場 優子	足立区衛生部長	足立区
59	荒井 広幸	足立区環境部長	足立区
60	真鍋 兼	足立区都市建設部長	足立区
61	大澤 弘昌	足立区会計管理室長	足立区
62	岩松 朋子	足立区教育委員会教育指導部長	足立区
63	絵野沢 秀雄	足立区教育委員会学校運営部長	足立区
64	上遠野 葉子	足立区子ども家庭部長	足立区
65	金子 敬一	足立区議会事務局長	足立区

足立区防災会議専門委員一覧

	氏名（敬称略）	所属機関名	防災会議上の分類
1	中林 一樹	東京都立大学・首都大学東京 名誉教授	専門委員

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年11月20日

件名	熊本県人吉市長による講演及びパネルディスカッションの開催について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課
内容	<p>熊本県人吉市長による講演及びパネルディスカッションを実施するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 日時 令和6年1月22日（月） 午後3時から午後4時50分頃</p> <p>2 会場 ギャラクシティ西新井文化ホール</p> <p>3 内容</p> <p>(1) 講演 令和2年7月豪雨災害（※）からの教訓をテーマとした講演 ※ 熊本県を襲った豪雨災害により、人吉市では球磨川本流や支流において、堤防決壊、越水、排水路・用水路等の内水氾濫等による大規模な浸水被害が市内の広範囲で発生した。これにより、人吉市では21人（災害関連死含む）の人命が犠牲になり、市全体の約2割にあたる3,398世帯の方が被害を受けた。</p> <p>(2) パネルディスカッション 松岡人吉市長、近藤区長、出口荒川下流河川事務所長、今坂前長門南部町会会長、村中気象アドバイザー、松尾総合防災行政アドバイザーによるパネルディスカッション</p> <p>4 受講対象者 ※ 人数は想定</p> <p>(1) 避難所運営本部関係者（100人） (2) 防災士（30人） (3) 一般参加者（100人） (4) 警察署（15人） (5) 消防署（30人） (6) 区職員（100人） (7) 学校関連（200人） (8) 子ども施設関連（200人） (9) 高齢・障がい者施設関連（100人）</p> <p style="text-align: right;">計 875人</p>

災害・オウム対策調査特別委員会報告

令和5年11月20日

件名	【追加】災害対策における備蓄の方針の改定について																				
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課																				
内容	<p>1 備蓄食糧の現状と増備蓄目標について</p> <p>(1) 区は、避難所避難者想定人数（※）である約153,000人の1日分を備蓄し、2日目・3日目は都から、4日目以降は全国からの物資支援による対応を前提としてきた。</p> <p>※ 令和4年東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」より</p> <p>(2) 現在、区の備蓄は食糧803,500食（約1.45日分）、水748,188L（1.35日分）となっている。</p> <p>※ 食糧はアルファ化米・クラッカー・リゾットの合計数、水は2Lペットボトル・500mlペットボトルの合計数</p> <p>(3) 発災時に都からの物資支援が想定どおりに届かないなどの事態に対応するため、今後は令和9年度までを目標に必要な数（想定避難所避難者数（約153,000人）に1.2倍した数）の2日分となる約367,200人分（食糧は1,101,600食、水は1,101,600L）を増備蓄する。</p> <p>2 増備蓄スケジュール</p> <p>予算と再活用の平準化のため令和6～9年度の4年間で順次行う。</p> <table border="1" data-bbox="405 1279 1414 1995"> <tr> <td data-bbox="405 1279 504 1458">R6</td> <td data-bbox="504 1279 1118 1458"> 拡充見込額 41,123 千円 既存備蓄率 食糧 72.9% (267,833 人分) 水 67.9% (249,396 人分) </td> <td data-bbox="1118 1279 1182 1458">77.5%▼</td> <td data-bbox="1182 1279 1414 1458">100%▽</td> <td data-bbox="1118 1335 1182 1458">増備蓄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1458 504 1637">R7</td> <td data-bbox="504 1458 1118 1637"> 拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 77.5% (284,580 人分) </td> <td data-bbox="1118 1458 1182 1637">85.0%▼</td> <td data-bbox="1182 1458 1414 1637"></td> <td data-bbox="1118 1514 1182 1637">増備蓄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1637 504 1816">R8</td> <td data-bbox="504 1637 1118 1816"> 拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 85.0% (312,120 人分) </td> <td data-bbox="1118 1637 1182 1816">92.5%▼</td> <td data-bbox="1182 1637 1414 1816"></td> <td data-bbox="1118 1693 1182 1816">増備蓄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1816 504 1995">R9</td> <td data-bbox="504 1816 1118 1995"> 拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 92.5% (339,660 人分) </td> <td data-bbox="1118 1816 1182 1995">100%▼</td> <td data-bbox="1182 1816 1414 1995"></td> <td data-bbox="1118 1872 1182 1995">増備蓄</td> </tr> </table>	R6	拡充見込額 41,123 千円 既存備蓄率 食糧 72.9% (267,833 人分) 水 67.9% (249,396 人分)	77.5%▼	100%▽	増備蓄	R7	拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 77.5% (284,580 人分)	85.0%▼		増備蓄	R8	拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 85.0% (312,120 人分)	92.5%▼		増備蓄	R9	拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 92.5% (339,660 人分)	100%▼		増備蓄
R6	拡充見込額 41,123 千円 既存備蓄率 食糧 72.9% (267,833 人分) 水 67.9% (249,396 人分)	77.5%▼	100%▽	増備蓄																	
R7	拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 77.5% (284,580 人分)	85.0%▼		増備蓄																	
R8	拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 85.0% (312,120 人分)	92.5%▼		増備蓄																	
R9	拡充見込額 44,491 千円 既存備蓄率 食糧・水 92.5% (339,660 人分)	100%▼		増備蓄																	

3 備蓄食糧の方針

- (1) 増備蓄を行うには、現状では余剰スペースが 316 m²程度不足しているため、備蓄品目のコンパクト化を進め、スペースを捻出する。
- (2) 備蓄する品目は、アルファ化米や水、生活用品など、避難所生活に必要な不可欠な品目とし、これまでどおりの方針を維持する。
- (3) さらなる備蓄品目の拡充・充実については、備蓄食糧の増備蓄達成ののちに、備蓄スペースや必要性を勘案して可能な範囲で検討を行っていく。ただし、基本的に家族で必要となる防災物品は、引き続き各自で備蓄していただくことをお願いしていく。
- (4) 今後は、他自治体と情報共有を行い、品目や費用の妥当性などについて調査研究を進め、避難所運営に携わる区民の皆様にも意見を伺って詳細を定める。

4 備蓄倉庫の方針

- (1) 食糧及び水の増備蓄は、予算と再活用の平準化のため令和6～9年度の4年間で順次行う。
- (2) 食糧及び水の増備蓄の必要面積は約 456 m²（年度ごとに約 114 m²が必要）を想定しているため、スペースを捻出しながら増配備する。

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
①年度当初の余剰面積 (R 6以降は前年⑤)	140 m ²	150 m ²	327 m ²	361 m ²	247 m ²
②年度中に捻出できる余剰面積	10 m ²	291 m ²	148 m ²	—	—
③食糧増配備に使える面積 (①+②)	150 m ²	441 m ²	475 m ²	361 m ²	247 m ²
④食糧増備蓄に使う面積 (4カ年計画)	増配備なし	114 m ²	114 m ²	114 m ²	114 m ²
⑤増配備後に残る余剰面積 (③-④) ※ 次年度当初の余剰面積	150 m ²	327 m ²	361 m ²	247 m ²	133 m ²

4年で合計 456 m²に増備蓄

- (2) 余剰スペースは、備蓄品目買い替えによるコンパクト化や不要となる資機材の廃棄などを進めることで捻出する。
- (3) 増備蓄面積の不足が生じることが想定された場合は、新たな備蓄場所の設定や民間倉庫の借用等を検討する。